

土木建築部

随意契約件数

19件

金額

410,275,124 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
1 土木建築企画課	令和6年度企業情報等提供サービス利用契約	令和6年4月1日	東京都千代田区二番町3番地麹町スクエア4F	一般財団法人建設業技術者センター	1,980,000 円	①本業務は、工事を発注する際の業者の選定等に必要な建設業許可情報、経営事項審査情報、監理技術者情報、主任技術者情報及び技術者の専任制確認情報の配信を受けることにより、発注者の利便性を図るものである。 ②(一財)建設業技術者センターは、建設業許可、経営事項審査等の企業情報について全国統一的にデータベースを構築・管理し、情報提供を行っているため、当該業務を遂行できる相手方は他にない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
2 土木建築企画課	電子入札コアシステム プログラム・サポートサービス委託業務	令和6年4月1日	東京都港区赤坂五丁目2番20号	一般財団法人日本建設情報総合センター	3,630,000 円	①本業務は、電子入札システムのベースプログラムである電子入札コアシステムに関し不具合等が生じた場合、当該事項に関する問題解決のためのサポート提供や、機能強化された改訂版の情報提供等、電子入札コアシステムの使用に際してのサポートサービスを行うものである。 ②本県の電子入札システムは、国土交通省等6省47都道府県が採用し実績のある電子入札コアシステムをベースに開発されたものであり、本業者のみが電子入札コアシステムの製造・販売及びコアシステムのサポートサービスをしているため、当該業務を遂行できる相手方は他にない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
3 土木建築企画課	令和6年度コリンズ・テクリス検索システム利用契約	令和6年4月1日	東京都港区赤坂五丁目2番20号	一般財団法人日本建設情報総合センター	1,150,261 円	①本業務は、大分県土木建築部が工事・業務を発注する際、競争入札に参加する企業がその工事や業務を実施できる能力を持っているかどうかを評価するために、企業の実績を検索するシステムの利用を行うものである。当システムは、国土交通省や全都道府県が採用し、発注機関の適正な入札・契約制度の履行確保のため利用している。 ②上記システムを提供しているのは(財)日本建設情報総合センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
4 臼杵土木事務所	令和6年度 港整交改白委第3-8号 適合性確認委託	令和6年4月30日	東京都港区西新橋1-14-2 新橋エス・ワイビル5階	一般財団法人沿岸技術研究センター 確認審査所	6,187,500 円	①本業務は、港湾法第56条の2の2第3項の確認を行うものである。 ②これを行うためには、国土交通大臣の登録を受けた者の確認が必要である。 ③上記登録を有する者は、(一財)沿岸技術研究センター確認審査所のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
5 日田土木事務所	R6道改国委2-3 施工監理業務委託	令和6年4月18日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人大分県建設技術センター	6,703,400 円	①本業務はトンネル工事における施工監理業務を行うものである。 ②これを行うためには、公正かつ監督員に近い立場で現場監督補助を行い、変更事項等に伴う予算の適正な執行監理及び積算資料作成を行える必要がある。 ③上記要件を満たす者は(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
6 日田土木事務所	R6防安緊地改日委201-2 積算補助業務委託	令和6年4月11日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人大分県建設技術センター	4,107,400 円	①本業務は、新蔵野トンネル工事における積算補助業務を行うものである。 ②これを行うためには、県と共通の土木積算システムを設置しており、関連する諸基準にも熟知し積算の経験も豊富であり、客観的、公平的で最適な工事費の積算が行える必要がある。 ③上記要件を満たす者は(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

土木建築部

随意契約件数

19件

金額

410,275,124 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令適用条項
7 道路建設課	令和6年度 道橋単 道委 1-4号 道路施設現況調査資料等作成業務委託	令和6年4月26日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人大分県建設技術センター	5,379,000 円	①本業務は、道路整備計画の立案、策定及び道路施設の管理に関する基礎資料を得ることを目的とした道路法第77条に基づく調査であり、国、県及び市町村が管理する道路台帳に基づき、地方交付税算定の基礎資料をとりまとめるものである。 ②本業務の執行にあたっては、県の情報のほか国及び市町村の情報も取り扱うため適切な情報管理が求められている。また、資料の数値を集計する際には県が保有するシステムを利用する必要がある。 ③左記の者はシステムを熟知しており、これまでの実績により本業務の資料作成についても技能が蓄積されていることから、業務を的確に行うことができる唯一の契約相手先である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
8 道路建設課	令和6年度 道橋台単道委 第1号 道路台帳調製管理業務委託	令和6年4月26日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人大分県建設技術センター	9,922,000 円	①本業務は道路法第28条に規定する道路台帳図面の調製及び道路台帳データベースを変更するための電算入力シート作成等を行う道路台帳補正業務のうち県下各土木事務所ごとに補正された道路台帳図面の均一性の確認及び調整指導等である。 ②道路台帳図面の更新されたデータは、道路現況の基礎資料や地方交付税の算定基礎資料として使用するため、全県下の均一性を図る必要がある。 ③選定業者は、県・市町村及び建設業者に対する技術研修、道路管理業務等を主な業務としており、道路台帳補正作業に関しても実績が豊富である。また本業務に必要な道路台帳データベースのシステムに精通しており、非常に守秘性の高い当該業務を的確かつ効果的に実施できるのは選定業者において他にない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
9 土木建築企画課	令和6年度高校生向け建設現場学習会委託業務	令和6年5月10日	大分県大分市荷揚町4-28	一般社団法人大分県建設業協会	2,649,900円	①本業務は、高校生向けに建設現場を体験する機会を設けるものである。 ②これを行うためには、建設業に関する各種研修事業等の経験が豊富なこと、各支部を有し建設現場との連絡調整を円滑に行うことが可能であることが必要である。 ③上記の経験やネットワークを有する者は一般社団法人大分県建設業協会のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
10 玖珠土木事務所	令和6年度 5災国砂 第314-3号 砂防設備災害復旧工事	令和6年4月26日	大分県玖珠郡玖珠町帆足2037-2	中央建設株式会社	13,145,000円	①本業務は令和5年6月29日からの梅雨前線豪雨で被災を受けた河川護岸の復旧工事である。 ②2回公告し入札を行ったが、入札者がなかったため、随意契約に移行。 ③地元状況に精通している3業者と見積合わせを実施。見積金額が一番低い業者(中央建設株式会社)と契約を行った。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
11 玖珠土木事務所	令和6年度 交安改地玖委 第1-4号 積算補助業務委託	令和6年4月24日	大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人 大分県建設技術センター	5,571,500円	①(公財)大分県建設技術センターは、県と共通の土木積算システムを設置しており、センター職員は関連する諸基準にも熟知し積算の経験も豊富であり、客観的、公平的で最適な工事費の積算が行える。 ②予定価格設定の基礎となる積算業務は、守秘性が求められることから、県の指導・監督権限の及ぶ(公財)大分県建設技術センターが本業務の委託をするのに最適な団体であるとともに県内には、他に同種の団体が存在しないので競争には適さない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
12 道路保全課	大恩寺大橋における耐震補強工事にかかる委託	令和6年4月26日	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号	九州旅客鉄道株式会社	140,932,000円	①本業務は、大恩寺大橋における耐震補強工事を行うものである。 ②本橋はJR豊肥本線を跨ぐ跨線橋となっており、耐震補強工事の際し、鉄道敷地内での作業を必要とする。 ③上記のことから、JRへの影響を考慮し、施工できるのは九州旅客鉄道株式会社のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

土木建築部

随意契約件数

19件

金額

410,275,124 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
13 港湾課	令和6年度 大分港西大分地区駐車場管理運 営業務委託	令和6年4月1日	福岡県北九州市小倉南区湯川2丁 目9番22号アマノ(株)北九州支店 内3F	アマノマネジメントサービス株式会 社 北九州営業所	5,689,200円	①本業務は、大分港西大分地区駐車場の管理運営を行うものである。 ②本業務内容のうち駐車場機器の設置については、令和3年7月に一般競争入札を実施している。このため、今回の契約締結にあたり競争入札を実施し業者が変更となった場合には、機械器具の撤去・設置を行わなければならない、工事期間中の駐車場の使用や施設の安全等の維持管理に問題が生じるほか、経費が割高となるため競争入札に付することが不利と認められる。 ③上記より、機械器具の設置業者であるアマノマネジメントサービス株式会社北九州営業所と契約したものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第6 号
14 港湾課	令和6年度 大分港港湾監視等業務委託	令和6年4月1日	福岡県久留米市西町金丸ノ二133 4番地の1	大一産業株式会社	13,867,480円	①本業務は、県が管理する港湾施設及び海岸保全施設の監視・巡視を行うものである。 ②本業務を委託するにあたり、2者から企画の提案を受け、審査した結果、最も優れた企画提案を行った大一産業株式会社と契約をしたものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
15 港湾課	令和6年度 大分港国際海上VHF大分海岸局通 信業務	令和6年4月1日	神奈川県横浜市中区山手町186 番地	株式会社東洋信号通信社	84,150,403円	①本業務は、大分港に出入港する船舶に対し、無線機器を使用して管制するものである。 ②当該業務は、電波法に定められた業務及び資格等を必要とする特殊なものである。 ③当該業務を全国的に行い、遂行できる業者は株式会社東洋信号通信社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
16 都市・まちづくり推 進課	令和6年度地価調査委託業務	令和6年4月1日	大分市中島西1丁目2番24号	公益社団法人大分県不動産鑑定 士協会	22,531,080円	①地価調査は、県の事業ではあるが全国で統一的に実施されており、国土利用計画法の土地取引規制の規準や、公共用地の買収の基準、固定資産税評価や相続税評価の課税の基準、国内の景気動向の指標として利用されるなど、公的土地評価制度として確立されている。 ②公的土地評価制度としての品質を確保するためには、他県との広域的調整が十分図られた上で、鑑定評価の専門家である不動産鑑定士の合議制により生み出された、通常の鑑定評価を超えた、より高度な鑑定評価が不可欠である。 ③事業の実施にあたり下記8つの点を考慮した場合、個々の鑑定事務所へ委託して、相互の意見調整を図るよりは、大分県内の不動産鑑定士が会員となり構成されている公益法人に委託して円滑な実施を図ることが合理性があると考えられるため、公益社団法人大分県不動産鑑定士協会と随意契約を行った。 1. 標準価格の算定は不動産鑑定士によるものとされていること。【法令】 2. 地価調査は、国が実施する地価公示価格と乖離してはならないこと。【要領】 3. 不動産鑑定士間で協議を行うことが不可欠であること。【細則】 4. 地価公示の枠組みで実施する必要があること。(鑑定評価員指名・分科会設置) 【細則】 5. 大分県全域にわたる相当数の鑑定士を擁する事業者はなく、他県との調整機能を有し、多くの不動産鑑定士による合議制を有している者は、公益社団法人大分県不動産鑑定士協会のみであること。 6. 県内の不動産鑑定業者全てが公益社団法人大分県不動産鑑定士協会に加入していること。 7. 県内の不動産鑑定士全員が公益社団法人大分県不動産鑑定士協会に加入していること。 8. 当県土木建築部等の不動産鑑定報酬基準や、民間の国内大手鑑定業者の鑑定報酬と比較し、きわめて低廉な単価であること。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

土木建築部

随意契約件数

19件

金額

410,275,124 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
17 用地対策課	令和6年度不動産鑑定評価業務委託単価契約	令和6年4月1日	大分市府内町3丁目4-20 明治生命大分恒和ビル6F	一般社団法人 日本不動産研究所 大分支店ほか県内の21不動産鑑定業者	74,900,000円	①本業務は、県の行う「公共事業の施行に伴って取得する土地等」ならびに「不動産(普通財産)の売却及び貸付実施」による鑑定評価を行うものである。 ②これを行うためには、不動産鑑定士の資格が必要である。 ③上記資格や技術を有し、かつ県との契約を希望する者は一般財団法人日本不動産研究所大分支所ほか県内の21業者のみである。 ④単価契約:土地の評価額と類型に応じて44,000円～1,323,300円の基本鑑定報酬額を支払う。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
18 用地対策課	令和6年度登記業務委託単価契約 (公共社団法人大分県公共嘱託登記土地家屋調査士協会)	令和6年4月1日	大分市城崎町2丁目3番10号	公益社団法人 大分県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	1,379,000円	①本業務は、県の行う公共事業の施行に伴って取得する県内の土地の表示に関する登記のために必要な調査・測量・申請等の業務を行うものである。 ②これを行うためには、土地家屋調査士の資格が必要である。 ③官公署等の公共事業に伴う登記等については、その手続きを行うことを目的とした「公益社団法人大分県公共嘱託登記土地家屋調査士協会」が土地家屋調査士法第63条に基づき設立されている。 ④単価契約:登記の業務に応じて1,331円～333,971円の登記業務報酬基準額を支払う。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
19 用地対策課	令和6年度登記業務委託単価契約 (司法書士)	令和6年4月1日	大分県大分市城崎町2丁目4番19号	和田正敏ほか県内の14司法書士 (司法書士法人1名を含む)	6,400,000円	①本業務は、県の行う公共事業の施行に伴って取得する県内の土地の権利に関する登記のために必要な調査・申請等の業務を行うものである。 ②これを行うためには、司法書士の資格が必要である。 ③上記資格や技術を有し、かつ、県との契約を希望する者は、司法書士和田正敏ほか県内の14業者のみである。 ④単価契約:登記の業務内容に応じて、748円～35,310円の登記業務報酬基準額を支払う。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号